

国富町施設園芸収益性向上緊急対策事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日
国富町農林振興課

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業生産資材の価格高騰が続く中、環境に配慮した持続可能な農業を構築するため、化学農薬の使用量低減に向けた資材を導入する施設園芸農家に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 43 年国富町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第 2 条 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する農業者又は町内に主たる事業所を有する法人
- (2) 施設園芸作物の販売を目的としていること。
- (3) 町税に未納がないこと。
- (4) 国富町暴力団排除条例（平成 23 年国富町条例第 13 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する者でないこと。
- (5) その他補助が適当でないと町長が認める者でないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 1 以内とし、1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業実施期間)

第 5 条 本事業の実施期間は、令和 7 年度から 5 か年とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定による交付申請は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 2 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(申請の取下げができる期限)

第 7 条 規則第 8 条第 1 項の規定による申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(補助事業の変更)

第8条 規則第10条第2項の規定により、補助対象者が補助金交付決定後、事情の変更により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合は、当該変更の理由及び内容を記載した計画変更承認申請書を町長に提出しなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(軽微な変更の範囲)

第9条 次に掲げるもの以外は、軽微な変更とする。

- (1) 事業内容を変更すること。
- (2) 事業費の20パーセント以上を変更すること。

(交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第3号）
- (2) 収支精算書（別記様式第4号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(書類の提出)

第12条 規則及びこの要綱により、町長に提出する書類の部数はそれぞれ1部とし、その様式は規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）補助対象経費

	項 目	内 容
1	天敵製剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤。ただし、天敵製剤を複数回導入する場合でも補助の上限は当該製剤の1回使用量の最大量とするが、防除の対象となる害虫に対して異なる種の天敵を導入する場合は、複数の天敵製剤を導入できる。
2	防虫ネット	国の「みどりの食料システム戦略技術カタログ」に掲載している防虫ネット。 (1) 目合いが0.4mm以下のもの (2) 目合いが0.6mmの赤色のもの (3) 織糸に合成ピレスロイド剤のエトフェンプロックスを練り込んだ目合い0.75mmのもの

- 注) 1 同一経費への補助は、1圃場1回限りとする。
- 2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に算入しないものとする。
- 3 他事業との併用はできないものとする。
- 4 4月1日から翌年3月10日までに納品又は請求のあったもので、翌年3月31日までに使用するものであること。